

広島県告示第百号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第一項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成二十年二月七日

広島県知事 藤田雄山

一 調査を行つた者の名称

豊田郡大崎上島町

二 調査を行つた期間

平成十七年十月から平成十九年六月まで

三 成果の名称

豊田郡大崎上島町地籍図及び地籍簿

四 調査を行つた地域

豊田郡大崎上島町西野の一部

五 認証年月日

平成二十年一月三十日